

## 入札説明書【電子入札対象案件】

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の弥生町三丁目地区基盤整備工事に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 掲示日 平成29年4月17日(月)

### 2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 田中 伸和  
〒163-1313 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号  
(新宿アイランドタワー13階)

### 3 工事概要

(1) 工事名 弥生町三丁目地区基盤整備工事

(2) 工事場所 東京都中野区弥生町三丁目

(3) 工事概要

(工事内容)

整地工 約2,300㎡

排水工 φ250mm～φ300mm L=95m

道路工 舗装工 A=400㎡

街渠築造工 200m

道路撤去工 A=205㎡

駐車場移設工事 一式

水道取付管工 14箇所

(工期)

契約締結日の翌日から平成30年3月10日まで

(但し、一部完成の指定部分は工事着工日から以下のとおりとする。)

① A街区の一部—平成29年12月10日迄

※実施工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日

曜・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(以下祝日という。)の増減は考慮しない。

(4) 工事の実施形態

① 上記(1)から(3)に示す工事(以下「本工事」という。)においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、当機構東日本都市再生本部長(以下「本部長」という。)の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾申請に関しては、東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札チームに承諾願いを提出して行うものとする。この場合において、承諾願いの様式及び添付書類並びに紙入札承諾の基準については、電子入札運用基準(電子入札ホームページ <http://www.ur-net.jp/order/e-bid/>にて公開)による。

② 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

③ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

#### 4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について、土木工事A等級、土木工事B等級、土木工事C等級又は土木工事D等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別途、一般競争参加資格の再審査により土木工事A等級、土木工事B等級、土木工事C等級又は土木工事D等級の再認定を受けていること。）。また、一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出できるが、開札の時までに上記の認定を受けていることとする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。  
（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 当本部（所管事務所を含む。）業務エリア内における機構発注の工事の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。
- (9) 平成19年4月1日から本工事入札掲示日までの期間に元請として施工を完了した工事のうち、街渠築造及び路盤工を含むW=4.0m以上の車道舗装の施工実績又は開削による公共下水道本管工φ200mm以上の施工実績を有すること。（特定建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公団、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に工事が完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。
- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任で配置することができる者であること。なお、配置予

定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。その場合は、3名を限度とする。

- ① 1級土木施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
  - ② 平成19年4月1日から本工事入札掲示日までの期間に元請として完成した工事のうち、街渠築造及び路盤工を含むW=4.0m以上の車道舗装工事又は開削による公共下水道本管工φ200mm以上の工事に現場担当技術者（1級土木施工管理技士の有資格者）として従事した経験を有すること。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ④ 競争参加資格者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的關係とは技術資料提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
  - ⑤ 実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。
- (11) 平成27年4月1日から資料の提出期限までの間に当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に「枠組み協定一括発注」又は「追加工事協定一括発注」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。（以下本項において同じ。）において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては次の条件を満足していること。
- ① 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。
  - ② 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (12) 低入札価格調査対象となった場合には、4(10)①、③、④の条件を満たす品質管理を行う専任の技術者を1名以上追加配置できること。
- なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して報告すること。
- (13) 上記に定めるものの他、掲示文、入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。
- (14) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 5 設計業務等の受託者等

- (1) 4(7)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。  
エイコウコンサルタンツ(株)
- (2) 4(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6 担当本部等

### (1) 申請書及び資料に関する事項

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー17階）  
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 技術監理部 工務課  
電話03-5323-4375

### (2) 平成29・30年度の一般競争参加資格の認定

〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー13階）  
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部 経理課  
電話03-5323-0631

### (3) 電子入札に関する事項

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー19階）  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部 首都圏入札課  
電話03-5323-4782

## 7 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、本部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(14)までに掲げる事項を満たした申請書及び資料を併せて提出し、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

この場合、以下のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

（一般競争参加資格の申請）

提出期間：平成29年4月18日（火）から平成29年4月26日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く）まで

問い合わせ先：上記6(2)に同じ

- (2) 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所等

### ① 提出期間

平成29年4月18日（火）から平成29年5月2日（火）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（但し、正午から午後1時の間を除く）。

### ② 提出方法

申請書は電子入札システムにより受付を行い、資料は下記③に示す提出場所まで持参すること。ただし、承諾を得て紙入札とする場合は、申請書も資料とあわせて持参により提出すること。なお、持参に当たって、予め提出日時を提出日の3日前迄に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

③ 提出場所：上記6(1)に同じ。

(3) 申請書は、別記様式1により作成すること。

なお、紙入札で参加する場合には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った封筒を用意し、申請書等と併せて提出すること。

(4) 資料は、次に従い作成すること。（別添資料1「書類作成の手引き」参照）

なお、下記①の企業の同種工事の施工実績及び下記②の配置予定の技術者の同種工事の施工実績については、平成19年4月1日から申請書提出期限までに工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。

① 企業の施工実績

4(9)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、企業の同種工事の施工実績として記載した同種工事に係る契約書の写し及び図面の写しを提出すること。図面は、当該工事に係る数量表及び施工範囲がわかるものとする。

② 配置予定技術者

4(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種工事の経験を別記様式3に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。また、配置予定技術者の同種工事の経験として記載した工事に従事したことを証明する資料を提出すること。（財団法人日本建設情報センターの「工事情報システム（CORINS）」に登録した写し等）なお、民間工事については契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。

※民間工事に関するすべての書類については、原本確認、契約相手方への問い合わせを行うことがある。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成29年5月16日(火)に電子入札システム（紙により申請した場合は紙）にて通知する。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 本部長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先は、上記6(1)に同じ。

⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイ

ル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

- ⑦ 電子入札システムにより申請書を提出した場合でも、必要書類の全てを持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

4(14)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書（別記様式4）を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収書の写し
  - ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
  - ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- 雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
  - ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

## 8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、説明を求めることができる。

① 提出期限：平成29年5月23日（火）午後4時

② 提出場所：6(1)に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。ただし東日本都市再生本部の承諾を得た場合は紙を持参する。

- (2) 発注者は、説明を求められたときは、平成29年5月30日（火）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙により説明要求のときは紙）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 発注者は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を電子入札システムにより遅滞なく公表する。（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

## 9 再苦情申立て

- (1) 8(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより、説明に係る書面を

受け取った日から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により本部長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

① 受付場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー17階）独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部法務課  
電話03-5323-0865

② 受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

- (2) 発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
- (4) 発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記9(1)①に同じ。

## 10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書（別冊：設計図書、現場説明書等を含む）に対する質問がある場合は、次に従い、書面（書式は自由）により提出すること。ただし、提出がない場合は質問が無いものとみなす。

① 提出期間

平成29年5月8日(月)から平成29年5月16日(火)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

② 提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は書面を下記③に示す提出場所まで持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

③ 提出場所：上記6(1)に同じ。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供するが、紙による質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等がある場合もあるので、電子入札にて提出した者も必ず上記10(1)③の場所にて閲覧すること。

### 期 間

平成29年5月22日(月)から平成29年5月29日(月)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。

## 1.1 入札及び開札の日時及び場所等

### (1) 入札書の受付日時

#### ① 電子入札システムによる場合

平成29年5月30日（火）午前10時から正午まで

#### ① 紙により持参する場合

平成29年5月30日（火）午前10時から正午までに持参すること。

### (2) 開札の日時及び場所

平成29年5月31日（水）午前11時（予定）

東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー 19階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 入札室

※開札の場所については、参加資格確認通知に併せて通知する。

### (3) その他

紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、当機構から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

## 1.2 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面により独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課に持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ（<http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid//index.html>）にて公開している「入札書（電子入札用）」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は原則として2回を限度とする。

(4) その他入札の執行については、当機構の定める入札（見積）心得書に基づき行う。

(5) 当該工事において、入札に参加するものが関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

## 1.3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合



は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

#### 1.4 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。  
提出方法については、電子入札による場合は、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し同時送付すること。なお、紙入札による場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の中に入れて持参すること。
- (2) 工事費内訳書の様式には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者(または代理人)印を押印し作成すること。また、記載内容は最低限、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を記載し、数量、単価、金額等を明らかにして作成すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
  - ① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む)
    - イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
    - ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
    - ハ 他の工事の内訳書である場合
    - ニ 白紙である場合
    - ホ 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
    - ヘ 内訳書が特定できない場合
    - ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
  - ② 記載すべき事項が欠けている場合
    - イ 内訳の記載が全くない場合
    - ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
  - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
    - イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合
  - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
    - イ 発注者名に誤りがある場合
    - ロ 発注案件名に誤りがある場合
    - ハ 提出業者名に誤りがある場合
    - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
  - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 必要に応じて、入札書及び工事費内訳書を公正取引委員会に送付する場合がある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 1.5 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち

会わせて行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要。）。

書面による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

## 1 6 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

## 1 7 落札者の決定方法

(1) 当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 1 8 支払条件

(1) 前金払 40%以内

(2) 中間前金払又は部分払4回(どちらか一方を選択)、及び完成払。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

1 9 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。 無

## 2 0 その他

(1) 入札参加者は、別冊入札心得書（電子入札用の入札心得書を含む。）及び別冊契約書案並びに別冊電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。

※別冊入札心得及び別冊契約書案については、都市再生機構HP

<http://www.ur-net.go.jp/order/>に掲載。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、上記7(3)②の資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に専任で配置すること。なお、配置予定の技術者の変更は、原則として認めない。

(4) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格確認申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開

示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

- (5) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日8時30分から20時00分まで稼動している。

システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。

- (6) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。

- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク TEL0570-021-777

電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>

・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記6(3)へ連絡すること。

- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）

・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）

・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）

・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）

・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副

次的にメールでも知らせる。)

- ・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
  - ・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- (9) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。
- (10) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

#### 1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

#### 2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

#### 3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- 4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して72日以内

[交付資料]

- ・ 交付資料一覧
- ・ 入札説明書（別記様式含む。）
- ・ 設計図書（現場説明書、特記仕様書、図面、数量総括表）

[参考資料]

- ・ 入札（見積）心得書：UR都市機構ホームページ参照  
(<http://www.ur-net.go.jp>)
- ・ 標準契約書等       ：               "               (               "               )
- ・ 電子入札運用基準：               "               (               "               )

※当入札説明書の別記様式及び別添資料については、交付資料（FAX申込）を  
発送する際にCDデータ化したものを同封する。

以 上

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成29年4月17日付けで掲示のありました弥生町三丁目地区基盤整備工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)①に定める企業の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)②に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)①②に定める契約書等の写し
- 4 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
- 5 入札説明書記7(5)⑦に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面

注) 紙入札による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。（電子入札の場合は必要ありません。）

【別記様式 2】

同種工事の企業の施工実績

会社名

競争参加資格		平成 19 年 4 月 1 日から本工事入札揭示日までの期間に元請として施工を完了した工事のうち、街渠築造及び路盤工を含む W=4.0m 以上の車道舗装の施工実績又は開削による公共下水道本管工 φ200mm 以上の施工実績を有すること。 (特定建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。)
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	総額 千円 (出資比率分 % 千円)
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受 注 形 態 (いずれかに○)	1 : 単独                      2 : 共同企業体 (出資比率 %)
工 事 概 要 等		
CORINS 登録の有無 (いずれかに○)		1 : 有 (登録番号 )      2 : 無

(注 1) 施工実績は、入札説明書 4 (9) に該当する工事について記載すること。

(注 2) 工事エリア、工事名称及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部 (写し) 等を添付すること。なお、添付する設計図書等には、工事名称及び 工事概要が確認できる部分を赤でマーキング すること。

(注 3) 施工実績は、平成 19 年 4 月 1 日以降に完成した工事とする。

【別記様式3】

配置予定技術者の資格及び工事経験

会社名

競争参加資格	平成19年4月1日から本工事入札揭示日までの期間に元請として完成した工事のうち、街渠築造及び路盤工を含む W=4.0m以上の車道舗装工事又は開削による公共下水道本管工φ200mm以上の工事に現場担当技術者（1級土木施工管理技士の有資格者）として従事した経験を有すること。	
配置予定者の氏名	主任（監理）技術者 ○○ ○○	
最終学歴	○○大学 ○○科 ○○年卒業	
法令による資格・免許	1級○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年及び登録番号） 監理技術者講習（取得年及び修了証番号）	
工事経験の概要	工事名称	○○地区○○整備工事
	発注機関名	
	施工場所	○○都○○区○○町
	契約金額	○○,○○○,○○○円
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者 従事期間（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
	工事概要等	

（注1）配置予定技術者ごとに、本資料を作成すること。

（注2）氏名・職制欄の（ ）には、主任技術者（監理技術者）の別を記入すること。

（注3）配置予定技術者とは、主任技術者又は監理技術者をいう。

（注4）添付資料

1）雇用関係の確認のため、健康保険証等の写しを添付すること。

2）配置予定者の、①一級技術検定合格証明書（写し）、②監理技術者資格証（写し）。

（注5）工事エリア、工事名称及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。なお、添付する設計図書等には、工事名称及び**工事概要が確認できる部分を赤でマーキング**すること。



【別記様式4】

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
本部長 田中 伸和 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

元請適用除外誓約書

別紙の理由により、弥生町三丁目地区基盤整備工事の競争入札に関し、当社は、  
〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被  
ることとなっても、異議は一切申し立てません。  
以上のことについて、誓約します。

別紙

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成〇年〇月〇日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 役員みの法人であるため。
- 使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成〇年〇月〇日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。